

佐倉市使用料・手数料の算定に関する基本方針

令和7年1月

佐倉市財政課

目次

第1 はじめに	3
第2 使用料・手数料の基本的な考え方	3
1. 使用料・手数料とは	3
2. 受益者負担の原則	4
(1) 使用料の受益者（利用者）負担割合	4
(2) 手数料の受益者（利用者）負担割合	5
3. 算定根拠の明確化	6
4. 使用料・手数料の定期的な見直し	7
第3 使用料の算定方法	7
1. 基準使用料の算定	7
2. 使用料原価の算定	7
3. 類似施設における原価コストの算出	8
第4 手数料の算定方法	9
1. 基準手数料の算定	9
2. 手数料原価の算定	9
第5 使用料の決定	9
1. 使用料の決定	9
(1) 激変緩和措置	10
(2) 近隣自治体の同種（類似）施設との均衡の考慮	10
(3) 民間の同種（類似）施設との均衡を考慮	10
(4) 見直し方法の特例	10
(5) 割増使用料等の設定	10
2. 基準使用料を算定することのできない場合の使用料決定	11
(1) グラウンド等の使用料設定	11
(2) 施設内における建築物の敷地以外の土地の使用料設定	11
3. 付帯設備及び貸出備品の利用料の決定	11
4. 撮影使用料の設定	11
5. 消費税の取扱い	12
(1) 消費税が課税となる場合	12
(2) 消費税が非課税となる場合	12
第6 手数料の決定	12
1. 手数料の決定	12
(1) 激変緩和措置	13

(2) 近隣自治体の同種手数料との均衡を考慮	13
(3) 見直し方法の特例	13
2. 消費税の取扱い	13
(1) 消費税が課税となる場合	13
(2) 消費税が非課税となる場合	13
第7 使用料・手数料の減免	14
1. 使用料の減免	14
2. 手数料の減免	15
第8 その他留意事項等	15
1. 適正な使用料の設定	15
2. 施設利用者の増加に向けた取組み	15
3. 行政改革への効果的な活用	16

第1 はじめに

佐倉市では、「受益者負担（利用する方の負担）」と「公費負担（利用しない方が税金という形で負担）」についての考え方をまとめた「佐倉市使用料・手数料の見直しに関する基本方針」を平成29年に制定し、これに基づき、これまで使用料及び手数料の見直しを実施してきました。

このたび、同基本方針に基づくこれまでの実績を踏まえ、佐倉市使用料・手数料の算定に関する基本方針を制定するものとします。

第2 使用料・手数料の基本的な考え方

1. 使用料・手数料とは

市の施設の運営や証明書の発行などの行政サービスにはコストがかかっており、これらのコストは、市民税などのほか、サービスを受ける人から徴収した使用料や手数料によって賄われています。

使用料は行政財産の使用や公の施設の利用について、手数料については特定の者に対する事務について、それぞれ徴収することができます（地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条及び第227条）。

行政サービス等に対する「受益者負担」は、使用料・手数料以外にもありますが、本基本方針では、地方自治法第225条に定める使用料のうち、公の施設の目的内の使用に係る使用料と同法第227条に定める手数料の算定について、必要な事項を定めるものとします。なお、本基本方針の使用料に関する規定は、指定管理者制度を適用している施設における利用料金（地方自治法第244条の2第8項）に準用するものとします。

○使用料とは

市が住民福祉の向上を図るために設けている種々の施設を市民が利用する場合に、利用の対価として利用者から徴収するもの。例えば、コミュニティセンターの会議室等の使用料、テニスコートや野球場などのスポーツ施設の使用料、自転車駐車場の使用料などがこれに該当します。

○手数料とは

市で発行している住民票や印鑑証明その他の証明などの行政サービスの提供を市民が受けた場合に、当該行政サービスの提供のために要する費用を申請者（当該行政サービスの提供を受けた市民）から徴収するものです。

2. 受益者負担の原則

受益者が限られるサービスについては、「受益者負担」を原則とします。

施設の管理運営等や証明書の交付等にかかる費用は、その多くが税により負担されていますが、施設や証明書の交付等の行政サービスの提供を受けない人の税も多く含まれています。このため、このような行政サービスの提供を受ける人は、応分の負担をしていただく必要があります。

(1) 使用料の受益者（利用者）負担割合

施設の設置目的や利用形態等から市場原理に委ねることが適当ではない施設については、施設の維持管理費や減価償却費の全てを受益者（利用者）に求めるることは適当ではなく、行政サービスの必需性・市場性に応じて、負担の均衡を図る必要があります。

公費（市）と受益者（利用者）の負担割合は、原則として、次の表のとおり設定するものとします。

【必需性・市場性に応じた負担割合】

高 ↑ 市 場 性 （ 収 益 可 能 性 ） ↓ 低	A	公 費（市） 0%	公 費（市） 50%	
		受益者（利用者） 100%	受益者（利用者） 50%	
B	B	公 費（市） 50%	公 費（市） 100%	
		受益者（利用者） 50%	受益者（利用者） 0%	
1		2		
低 ← 必需性（公共関与の必要性） → 高				

注1：必需性について（必需性低（選択的） ⇔ 必需性高（必要的））

市民が日常生活を営む上で必要な施設は、必需性が高いことから、公費（市）の割合を高くする必要があります。

注2：市場性について（市場性低（公共的） ⇔ 市場性高（民間的））

収益可能性が低く民間による提供が困難な施設は、市場性が低いことから、公費（市）の割合を高くする必要があります。

※上記区分における「B 2」には、法令により使用料を徴してはならないと定められているものを含みます（例：図書館法（昭和25年法私立第118号）第17条）。

【本市での実例】

高 ↑ 市 場 性 ↖ 収 益 可 能 性 ↙ 低	A 1 (受益者負担率 原則100%) <ul style="list-style-type: none"> ○浴室 ○自転車駐車場 ○観光・宿泊施設 <ul style="list-style-type: none"> ・飯野台観光振興施設オートキャンプ場 ・青少年センター（岩名運動公園内） ○スポーツ施設 <ul style="list-style-type: none"> ・テニスコート（岩名運動公園・直弥公園） ・飯野台観光振興施設テニスコート ・プール（岩名運動公園・上座総合公園） ・トレーニング室（市民体育館） 	A 2 (受益者負担率 原則50%) <ul style="list-style-type: none"> ※実際の受益者負担率は国等からの算定指針等を考慮 ○保育園 ○学童保育所 ○市営住宅
	B 1 (受益者負担率 原則50%) <ul style="list-style-type: none"> ○保健・福祉施設 <ul style="list-style-type: none"> ・西部地域福祉センター（浴室以外） ・南部地域福祉センター（浴室以外） ○集会施設 <ul style="list-style-type: none"> ・公民館 ・コミュニティセンター ・老人憩いの家 ○農産加工実習室 ○男女平等参画推進センター ○スポーツ施設 <ul style="list-style-type: none"> ・野球場（岩名運動公園・大作公園） ・陸上競技場（岩名運動公園） ・球技場（岩名運動公園） ・市民体育館（トレーニング室以外） ○草ぶえの丘 ○市民音楽ホール ○美術館 ○文化財施設 <ul style="list-style-type: none"> ・旧堀田邸 ・佐倉順天堂記念館 ・武家屋敷 	B 2 (受益者負担率 原則0%) <ul style="list-style-type: none"> ○道路 ○公園 ○小中学校 ○図書館
低 ← 必需性（公共関与の必要性） → 高		

※上記区分における「A 2」は、法令に基づき国等から所得等に応じた算定指針が示されており、それらの指針等を考慮の上、見直しを検討するものとします。

※施設の再編等により掲載されたもの以外の施設が生じた際は、類似する掲載施設の位置付けから、その区分を判断するものとします。

(2) 手数料の受益者（利用者）負担割合

手数料は、各種の証明や許認可等のように、特定の人に提供する行政サービスに対し、その役務の提供に必要な費用を徴収するものであることから、受益者（利用者）負担率は、原則として、100パーセントとします。

3. 算定根拠の明確化

使用料及び手数料の原価の算定に当たっては、運営や事務処理に直接的に要した人件費、施設の維持管理費等の物件費及び施設の減価償却費を用いて算定するものとします。

原則として、施設の維持管理費については佐倉市歳入歳出決算書に掲載された経費と減価償却費については、公会計上の減価償却費と、それぞれ整合性を図るものとします。

手数料の原価の算定に係る物件費は、証明書の発行等に直接的に要したシステム経費や情報システム関係機器に要した経費、消耗品等とします。この場合において、システムや情報システム関係機器が証明書の発行等以外の業務にも用いられているときは、システム経費や情報システム関係機器に要した経費のうち、証明書の発行等に直接的に要した分のみを算入するよう留意するものとします。

原価に参入する佐倉市歳入歳出決算書に掲載された経費は、直近3年度における決算額の平均を原則としますが、長期にわたり施設の利用制限等を行ったため経費が適当と認められない程度に低くなっている年度がある場合は、当該年度における経費を対象から除くことができるものとします。

【算定の対象となるコスト】

内容	説明
(1) 人件費 ①人件費	・給料（会計年度任用職員を含む。）、手当（会計年度任用職員含む。）、共済費（会計年度任用職員を含む。）、会計年度任用職員報酬及び総合事務組合負担金
(2) 物件費 ②需用費 ③役務費 ④使用料及び賃借料 ⑤委託料 ⑥その他	・消耗品、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料等
	・通信運搬費、手数料、保険料等
	・パソコン、複写機などのリース料等
	・施設維持管理委託料、警備委託料、清掃委託料等
	・その他受益者（利用者）が負担すべきと考えられる施設の維持管理や、運営に係る経費（報償費、旅費、維持補修のための経費等）
(3) 減価償却費 ※使用料のみ	・定額法とします。 ・耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）を準用します。 ・公会計上の減価償却費と整合性を図ることを基本とします。 ・土地については、建物と異なり減価償却の考え方がないことから（将来にわたって、資産として蓄積される。）、費用に算入しないものとします。ただし、借地代については、賃借料等と同等とみなし、費用に算入するものとします。

4. 使用料・手数料の定期的な見直し

使用料・手数料は、社会経済状況等の変動を勘案し、定期的に見直しをする必要があります。社会経済状況等の変動に対し、それらの額が適正であるか十分考慮する必要があるため、見直しは、原則として、4年ごとに行うものとします。

なお、指定管理者制度を適用している施設についても、原則として、4年ごとに利用料金の見直しを行うものとします。このため、指定管理者の募集・選定時においては、指定期間中においても、4年ごとの一斉見直しに基づく利用料金が適用されることになる旨を仕様等に明示するものとします。

第3 使用料の算定方法

1. 基準使用料の算定

$$\text{基準使用料} = \text{使用料原価} \times \text{受益者(利用者)負担割合}$$

「第2 使用料・手数料の基本的な考え方 2. 受益者負担の原則」に示したとおり、施設の性質に応じ、「公費負担」と「受益者(利用者)負担」の割合を設定し、算出した使用料原価に「受益者(利用者)負担」の割合を乗じるものとします。

2. 使用料原価の算定

(貸室等の利用の場合の使用料原価の算定方法)

$$\text{使用料原価} = \text{原価コスト} (\times) \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間}$$

※：原価コスト = (人件費+物件費+減価償却費) ÷ 総面積 ÷ 年間使用可能時間

人件費については、一般職職員の給与に関する条例（昭和32年条例第32号）及び勤務1時間当たりの給与額の算出に関する規則（平成7年規則第42号）に定める勤務時間数及び時間外時間数を用いて算出した1時間当たりの人件費に、施設の維持管理や運営に直接的に要した時間を乗じて算出します。

貸室等の利用の場合の使用料原価は、1平方メートル1時間当たりの原価コストを算出し、これに貸出面積と貸出時間を乗じて算出します。

(個人利用施設の場合の使用料原価の算定方法)

$$\text{使用料原価} = (\text{人件費} + \text{物件費} + \text{減価償却費}) \div \text{年間施設利用者数} (\text{又は想定年間施設利用者数})$$

市営プールなどのように、一定の区画を不特定多数の個人が同時に利用する施設については、利用者1人当たりの原価を算定します。

なお、年間の施設利用者数が少ないなど、実績値を用いて利用者 1 人 1 回当たりの原価を算出すると使用料原価が適当と認められない額となる場合は、理論値として、想定年間施設利用者数（例：1 日当たりの利用可能人数×利用日数）等を用いることもできるものとします。

3. 類似施設における原価コストの算出

設置目的や利用形態が類似する施設であっても、人件費や物件費、減価償却費は異なることから、施設ごとに原価コストには差が生じます。しかし、設置目的や利用形態が類似するにもかかわらず、使用料に大きな差が生じることは、利用者間の公平性が損なわれるとともに、施設の利用頻度に影響を及ぼす可能性があります。

このため、設置目的や利用形態が類似する施設については、類似施設全体の平均額で原価コストを算出する方法を用いることができるものとします。

【類似施設全体の平均額で原価コストを算出する施設】

No.	分類	施設名	備考
1	コミュニティセンター (類似5施設)	志津コミュニティセンター	複合施設
		西志津ふれあいセンター	複合施設
		和田コミュニティセンター	複合施設
		佐倉コミュニティセンター	複合施設
		千代田・染井野ふれあいセンター	
2	公民館 (類似6施設)	志津公民館	複合施設
		和田公民館	複合施設
		中央公民館	
		臼井公民館	複合施設
		根郷公民館	複合施設
		弥富公民館	複合施設
3	農村集会施設 (類似 2 施設)	和田農産加工実習所	複合施設
		農村婦人の家	複合施設
4	地域福祉センター (類似 2 施設)	西部地域福祉センター	複合施設
		南部地域福祉センター	複合施設
5	スポーツ施設・野球場 (類似 2 施設)	岩名運動公園・第 2 球場	※長嶋茂雄記念岩名球場は単独で積算
		大作球場	
6	スポーツ施設・プール (類似 2 施設)	岩名運動公園・プール	
		上座運動公園・プール	
7	スポーツ施設 テニスコート (類似 2 施設)	岩名運動公園・テニスコート	
		直弥公園・テニスコート	

8	自転車駐車場 (類似 7 施設)	京成志津駅北口自転車駐車場	
		京成臼井駅南口自転車駐車場	
		京成臼井駅北口第一自転車駐車場	
		京成志津駅南口自転車駐車場	
		京成佐倉駅南口自転車駐車場	
		JR 佐倉駅南口自転車駐車場	
		JR 佐倉駅北口自転車駐車場	

※施設の再編等により掲載されたもの以外の施設が生じた際は、類似する掲載施設の位置付けから、その区分を判断するものとします。

第4 手数料の算定方法

1. 基準手数料の算定

$$\text{基準手数料} = \text{手数料原価} \times \text{受益者（利用者）負担割合}$$

「第2 使用料・手数料の基本的な考え方 2. 受益者負担の原則」に示したとおり、手数料の受益者（利用者）負担割合は、原則として、100 パーセントとなります。

2. 手数料原価の算定

$$\text{手数料原価} = 1 \text{ 分当たりの人工費} \times \text{処理時間（分）} + \text{物件費} \div \text{年間処理件数}$$

手数料原価は、1 分当たりの人工費に 1 件当たりの処理時間（分）を乗じたものと、物件費を年間処理件数で除したものを合計して算出します。

1 分当たりの人工費の算出に当たっては、一般職職員の給与に関する条例及び勤務 1 時間当たりの給与額の算出に関する規則に定める勤務時間数及び時間外時間数を用いて算出した 1 時間当たりの人工費を 60 分で割った額とします。

第5 使用料の決定

1. 使用料の決定

算定した基準使用料に基づき、使用料を決定します。

使用料の決定は、以下の点を踏まえて行います。

(1) 激変緩和措置

算定した基準使用料が、現行の使用料より高額となっている場合は、原則として、現行の使用料（消費税が課税となる場合は、消費税を除いた額）の1.5倍を上限とします。

(2) 近隣自治体の同種（類似）施設との均衡の考慮

近隣自治体の同種（類似）施設の使用料の額との均衡を考慮の上、使用料を決定します。

ただし、使用料原価があるにもかかわらず、近隣自治体の同種（類似）施設において使用料が設定されていないことを理由に、使用料を設定しないこととは、基本的に不可とします。

(3) 民間の同種（類似）施設との均衡を考慮

算定した基準使用料が、民業を圧迫するおそれがあると認められる場合は、民間の同種（類似）施設との均衡を考慮の上、使用料を決定するものとします。

(4) 見直し方法の特例

国等から算定指針が示されている使用料については、本基本方針に基づく原価コスト算定を行わずに、使用料を決定できるものとします。

また、本基本方針に基づく原価コスト算定により難い場合（上記(1)から(3)までを含む。）は、必要に応じ、有識者等の意見を求めることや、施設の態様、利用状況等を踏まえ、合理的と認められる算定方法に基づき料金設定ができるものとします。合理的と認められる算定方法については、施設ごとに、担当課と使用料及び手数料の見直し所管課が協議の上、決定するものとします。

(5) 割増使用料等の設定

① 市外居住者に対する使用料の設定について

原則として、市民が利用する場合の額の2倍程度とします。

② 営利目的等の使用料の設定について

営利目的で使用する場合や入場料を徴収する場合などについては、原則として、基本料金の2倍程度とします。

③ 市外居住者が営利目的等で利用する場合における使用料の設定について

市外居住者が営利目的等で利用する場合は、「2倍×2倍」とし、市民が非営利で利用する場合の額の4倍程度とします。

④ 土日休日使用料・利用が少ない時間帯の使用料の設定について

施設の利用率の均衡化を目的として、以下のとおり設定できるものとします。

- ・土曜日、日曜日、祝日等の利用が集中する場合：使用料原価の範囲内で、平日における使用の場合より、高い額を設定できるものとします。
- ・利用が少ない時間帯に利用を誘導する場合：他の時間帯よりも低い額を設定することができるものとします。

2. 基準使用料を算定することのできない場合の使用料決定

構造物等のほとんどないグラウンドや施設内における建築物の敷地以外の土地については、基準使用料を算定することができない、又は算定された基準使用料が著しく低廉となります。

このように土地のみが対象となる場合は、以下のとおり使用料を決定するものとします。

(1) グラウンド等の使用料設定

利用対象の大部分の形態が土地である施設（例：構造物の少ないグラウンドや野球場）の使用料の設定に当たっては、原価コストに基づく算定方法の使用が困難なことから、原則として、近隣自治体や民間の同種（類似）施設の使用料を参考に設定するものとします。

(2) 施設内における建築物の敷地以外の土地の使用料設定

施設内における建築物の敷地以外の土地（庭を含む。）を地域のイベントや駐車場等として使用させる場合の使用料の設定に当たっては、佐倉市行政財産使用料条例（平成3年佐倉市条例第7号）の規定に基づく方法のほか、近隣自治体や民間の同種（類似）施設の使用料を参考にするものとします。

3. 付帯設備及び貸出備品の利用料の決定

ピアノ、舞台装置、音響設備、夜間照明など、施設に付帯する設備や備品については、施設の利用者により、使用する場合と使用しない場合があります。

これらの付帯設備等の使用料については、統一的な基準による見直しが困難なため、受益者（利用者）負担の原則に基づき、近隣自治体の同種（類似）設備の料金設定を参考の上、必要に応じ、個別に使用料の設定や見直しを行うものとします。

4. 撮影使用料の設定

撮影使用料は、施設使用の一類型として、一部の施設において、その設置及び管理に関する条例に、施設の設置目的内の使用料として定めています。

撮影使用料の算定に当たっては、撮影により施設を排他的に占有するものとして、「貸室等の利用の場合の使用料原価の算定方法」を用いて行うものとします。

ただし、このような算定方法を行うことが難しい場合は、近隣自治体や民間の同種（類似）施設の使用料を参考の上、その額を決定できるものとします。

5. 消費税の取扱い

使用料に係る消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の取扱いは、次のとおりとします。

（1）消費税が課税となる場合

消費税が課税となる場合の使用料は、決定した使用料の額（「1. 使用料の決定」、「2. 基準使用料を算定することのできない場合の使用料決定」、「3. 付帯設備及び貸出備品の利用料の決定」及び「4. 撮影料の設定」に基づき決定した使用料の額をいう。（2）において同じ。）を本体価格とし、これに消費税を附加するものとします。この場合において、当該使用料に係る消費税は、原則として、内税表記とします。

内税表記により消費税を附加した額が1円単位となるなど、受益者（利用者）の負担が大きくなると判断される場合等においては、調整することができるものとします。調整は、原則として、1円単位を切捨て、10円単位での調整とします。ただし、1,000円以上の使用料においては、10円単位を切捨て、100円単位に調整することができるものとします。

（2）消費税が非課税となる場合

消費税が非課税となる場合の使用料は、決定した使用料の額とします。

なお、消費税が非課税となる使用料は、1か月以上の土地の貸付（消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第8条）など、極めて限定的です。

第六 手数料の決定

1. 手数料の決定

算定した基準手数料に基づき、手数料を決定します。

手数料の決定は、以下の点を踏まえて行います。

(1) 激変緩和措置

算定した基準手数料が、現行の手数料より高額となっている場合は、原則として、現行の手数料（消費税が課税となる場合は、消費税を除いた額）の1.5倍を上限とします。

(2) 近隣自治体の同種手数料との均衡を考慮

近隣自治体の同種手数料の額との均衡を考慮し、手数料を決定します。

(3) 見直し方法の特例

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定されている手数料や、国等から算定指針が示されている手数料については、本基本方針に基づく原価コスト算定を行わずに、手数料を決定できるものとします。

2. 消費税の取扱い

手数料に係る消費税の取扱いは、次のとおりとします。

(1) 消費税が課税となる場合

消費税が課税となる場合の手数料は、決定した手数料の額（「1. 手数料の決定」に基づき決定した手数料の額をいう。（2）において同じ。）を本体価格とし、これに消費税を付加するものとします。この場合において、当該手数料に係る消費税は、原則として、内税表記とします。

内税表記により消費税を付加した額が1円単位となるなど、受益者（利用者）の負担が大きくなると判断される場合等においては、1円単位を切捨て、10円単位に調整することができるものとします。

(2) 消費税が非課税となる場合

消費税が非課税となる場合の手数料は、決定した手数料の額とします。

なお、法令に基づき徴収している手数料は、非課税となることから（消費税法（昭和63年法律第108号）別表第2第5号）、手数料の多くは、非課税になるものと想定しています。

第7 使用料・手数料の減免

1. 使用料の減免

減免は、特例的な措置であることから、本来の目的・必要性に即した限定的なものにする必要があります。そのため、公平性・公正性の観点から、原則として、次のとおり統一します。

また、減額率は、できる限りわかりやすく、簡素な料金設定に資することが望ましいことから、原則として、50 パーセントで統一するものとします。

なお、下記の事項以外で、施設の設置目的等を踏まえ、政策的な判断により減免の必要性があるものについては、個別で対応することができるものとします。この場合において、担当部署の違いにより、明確な理由がなく減免の扱いが異なることがないよう、当該担当部署は、使用料及び手数料の見直し所管課に対し、その適否について意見を求めるものとします。

(共通して減免が可能な例)

- ① 市（行政委員会等を含む。）が使用するとき。【免除】
- ② 市（行政委員会等を含む。）と共に使用するとき。【減額】
- ③ 国又は他の地方公共団体が市の施策に関係する事業で使用するとき。【免除】
- ④ 就学前の児童が利用するとき。【免除】
- ⑤ 市内に在住する小学生、中学生又は高校生が利用するとき。【減額】

(個別に減免の検討が必要な団体等の例)

- ① 地域団体・市民活動団体（町内会・自治会、小・中学校PTA、子ども会、保護司会、青少年健全育成団体、自主防災組織、高齢者クラブ等）
- ② 社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会及び地区社会福祉協議会
- ③ スポーツ協会、スポーツ少年団及びレクリエーション協会
- ④ 障害者又はその支援者等で組織する団体
- ⑤ 農業協同組合、土地改良区その他これらに類似する団体
- ⑥ 商工会議所及び商工団体
- ⑦ シルバーリソースセンター
- ⑧ その他
 - ・生活保護の適用を受けている者
 - ・障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者

2. 手数料の減免

手数料の減免の基準については、佐倉市手数料条例（平成 12 年佐倉市条例第 8 号）により、以下のとおり統一が図られていることから、現行どおりの規定とします。

（手数料を免除するもの）

- ① 法令の規定により無料で取扱いをしなければならないもの
- ② 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく保護を受けている者の申請に係る証明等
- ③ 佐倉市手数料条例別表第 2 に掲げる規定に基づく戸籍に関する証明及びこの証明と同一の目的に使用するため、これに代えて請求する住民票に記載のこととの証明
- ④ 戸籍に関する証明（法令の規定により無料で取扱いをしなければならないものに限る。）と同一の目的に使用するため、これに代えて請求する住民票に記載のこととの証明
- ⑤ 公的年金等受給権者の現況届書又は身上報告書の記載事項の申請に係る証明等
- ⑥ 国又は地方公共団体の機関から職務上の必要によりなされた申請に係る証明等

（減額又は免除できるもの）

- ① 災害その他特別の理由があると認められるとき。
- ② 前号に定めるもののほか、公益上その他の理由により手数料を全額徴収することが不適当であると認められるとき。

第8 その他留意事項等

1. 適正な使用料の設定

無料としている施設については、受益者（利用者）負担の原則により、有料化の検討を行い、無料を継続する場合は、無料とする合理的な理由について整理し、公平性の確保に努めるものとします。

2. 施設利用者の増加に向けた取組み

使用料・手数料の額の改定後、担当部署は、施設の利用者数の推移を分析すると

ともに、利用者の増加につながる取組みについて、使用料・手数料の効果的な活用について検討するものとします。この場合において、当該担当部署は、行政改革所管課と使用料及び手数料の見直し所管課に対し、その適否について意見を求めるものとします。

3. 行政改革への効果的な活用

行政改革所管課は、市の効率的かつ効果的な組織運営の向上に寄与するため、必要があると認めたときは、本基本方針に定めのない減免等を含め、使用料・手数料の効果的な活用について検討することができるものとします。この場合において、行政改革所管課は、使用料及び手数料の見直し所管課に対し、その適否について意見を求めるものとします。